

公益社団法人日本口腔外科学会の学会賞に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は公益社団法人日本口腔外科学会定款第5条(6)に基づき、本学会の発展に優れた功績が認められた者を表彰することを目的とする。

(種類)

第2条 表彰の種類は、以下のとおりとする。

(1) 学会栄誉賞

わが国における口腔外科学の教育・研究および口腔外科医療の進歩・発展に優れた功労が認められた者に授与する。

(2) 学術奨励賞

口腔外科の学術分野において優れた研究業績が認められた者に授与する。

(3) 優秀ポスター発表賞

各年度の学会において優秀なポスター発表と認められた者に授与する。

(4) 口演発表賞

各年度の学会において口演を評価された者に授与する。

(5) 優秀口演発表賞

前号の口演発表のうちから優秀口演発表と認められた者に授与する。

(6) 最優秀口演発表賞

第4号の口演発表のうちから特に最優秀口演発表と認められた者に授与する。

(7) 若手口腔外科医の優秀論文賞

口腔外科の学術分野において優れた研究業績が認められた若手口腔外科医に授与する。

(選考)

第3条 授賞対象者の選考内規、基準および審査規程資格については、内規で別に定める。

(表彰)

第4条 受賞者には、各年度の総会・学術大会において賞状および副賞を授与する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決定を以て行う。

附 則

- 1 この規程は平成15年9月29日より施行する。
- 2 平成18年7月5日一部改正する。
- 3 2012年9月3日一部改正する。
- 4 2019年4月15日一部改正する。
- 6 2020年10月19日一部改正する。